

町田市公民館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年(2011年) 2 月 2 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市公民館条例の一部を改正する条例

町田市公民館条例（昭和５３年９月町田市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第６条の見出しを「(使用の手続等)」に改め、同条に次の２項を加える。

２ 教育委員会は、前項の承認をするに当たっては、公民館の管理上必要な条件を付することができる。

３ 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第１項の承認をしないものとする。

(１) 施設等を損傷するおそれがあるとき。

(２) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(３) 専ら営利を目的とすると認められるとき。

(４) 公民館の管理上支障があると認められるとき。

(５) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

第７条を次のように改める。

(使用料)

第７条 前条第１項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。

別表を次のように改める。

別表（第７条関係）

１ 施設使用料

施設の名称	使用単位及び使用料（円）			
	午前（午前９時から午後零時 ３０分まで）	午後（午後１時から午後５時 まで）	夜間（午後６時から午後１０ 時まで）	全日（午前９時から午後１０ 時まで）
ホール	３，４００	３，９００	３，９００	１１，２００

諸活動室	学習室 1	7 0 0	9 0 0	9 0 0	2, 5 0 0
	学習室 2	1, 3 0 0	1, 5 0 0	1, 5 0 0	4, 3 0 0
	学習室 3	5 0 0	5 0 0	5 0 0	1, 5 0 0
	学習室 4	5 0 0	5 0 0	5 0 0	1, 5 0 0
	学習室 5	5 0 0	6 0 0	6 0 0	1, 7 0 0
	学習室 6	5 0 0	6 0 0	6 0 0	1, 7 0 0
	学習室 7	7 0 0	8 0 0	8 0 0	2, 3 0 0
	視聴覚室	1, 3 0 0	1, 5 0 0	1, 5 0 0	4, 3 0 0
	調理実習室	1, 5 0 0	1, 7 0 0	1, 7 0 0	4, 9 0 0
	美術工芸室	1, 1 0 0	1, 2 0 0	1, 2 0 0	3, 5 0 0
	プレイルーム	7 0 0	8 0 0	8 0 0	2, 3 0 0
	音楽室 1	8 0 0	9 0 0	9 0 0	2, 6 0 0
	音楽室 2	5 0 0	5 0 0	5 0 0	1, 5 0 0
	和室 1	9 0 0	1, 0 0 0	1, 0 0 0	2, 9 0 0
	和室 2	6 0 0	7 0 0	7 0 0	2, 0 0 0
	保育室	1, 5 0 0	1, 8 0 0	1, 8 0 0	5, 1 0 0

2 附属設備使用料

附属設備の名称		使用単位	使用料（円）
ホール内	グランドピアノ	1 台 1 回	1, 5 0 0
	反響板一式	1 式 1 回	1, 5 0 0
	ロールバックチェア一式	1 式 1 回	3, 0 0 0
	上映設備一式	1 式 1 回	1, 5 0 0
視聴覚室内上映設備一式		1 式 1 回	1, 5 0 0
可動式上映設備一式		1 式 1 回	1, 0 0 0

備考 附属設備の使用単位「1回」とは、施設の使用時間に相当する時間とする。

附 則

この条例は、平成２３年８月１日から施行する。

-1-

町田市公民館条例新旧対照表（改正後）

__部分は改正部分

別表(第7条関係)

1 施設使用料

施設の名称		使用単位及び使用料(円)			
		午前(午前9時から午後零時30分まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)
ホール		3,400	3,900	3,900	11,200
諸活動室	学習室 1	700	900	900	2,500
	学習室 2	1,300	1,500	1,500	4,300
	学習室 3	500	500	500	1,500
	学習室 4	500	500	500	1,500
	学習室 5	500	600	600	1,700
	学習室 6	500	600	600	1,700
	学習室 7	700	800	800	2,300
	視聴覚室	1,300	1,500	1,500	4,300
	調理実習室	1,500	1,700	1,700	4,900
	美術工芸室	1,100	1,200	1,200	3,500
	プレイルーム	700	800	800	2,300
	音楽室 1	800	900	900	2,600
	音楽室 2	500	500	500	1,500
	和室 1	900	1,000	1,000	2,900
	和室 2	600	700	700	2,000
	保育室	1,500	1,800	1,800	5,100

2 附属設備使用料

附属設備の名称		使用単位	使用料(円)
ホール内	グランドピアノ	1台1回	1,500
	反響板一式	1式1回	1,500
	ロールバックチェア一式	1式1回	3,000
	上映設備一式	1式1回	1,500
視聴覚室内上映設備一式		1式1回	1,500
可動式上映設備一式		1式1回	1,000

備考 附属設備の使用単位「1回」とは、施設の使用時間に相当する時間とする。

町田市公民館条例新旧対照表（改正前）

__部分は改正部分

別表(第7条関係)

1 施設使用料

施設の名称\使用料と使用時間		使用料(円)			
単位		(午前)	(午後)	(夜間)	(全日)
		午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
ホール		6,500	8,700	9,700	22,400
諸活動室	視聴覚室	1,300	1,800	1,900	4,600
	調理実習室	2,600	2,600	3,300	7,800
	音楽室 1	1,300	1,800	1,900	4,600
	音楽室 2	1,300	1,800	1,900	4,600

2 附属設備使用料

附属設備の名称		使用単位	使用料(円)
ホール内	グランドピアノ	1台1回	1,500
	ビデオ上映設備一式	1式1回	1,500
視聴覚室内ビデオ上映設備一式		1式1回	1,500
可動式ビデオ上映設備一式		1式1回	1,000
音楽室内ドラムセット		1式1回	1,000

備考 附属設備の使用単位「1回」とは、施設の使用時間に相当する時間とする。